

## 深谷市給水契約定型約款（抜粋）

※ 約款の全文については、深谷市水道事業給水条例及び深谷市水道事業給水条例施行規程をご確認ください。

### ○深谷市水道事業給水条例

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、深谷市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

#### 第3章 給水

（給水の原則）

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 管理者は前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第16条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも同様とする。

（管理人の選定）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

（1）給水装置を共有する者

（2）その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

（メーターの設置）

第18条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

3 管理者は、メーターの位置が管理上不適当であると認めるときは、給水装置の所有者又は水道の使用者の負担において、これを変更させることができる。

（メーターの管理）

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止等の届出）

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

（1）水道の使用をやめるとき。

- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第23条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、その料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、1月につき次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(税込、単位：円)

用途	基本料金(2ヶ月につき)			超過料金(1㎡につき)						
	メーター口径	基本水量	基本料金	1㎡～ 10㎡まで	11㎡～ 20㎡まで	21㎡～ 40㎡まで	41㎡～ 100㎡まで	101㎡～ 200㎡まで	201㎡～ 400㎡まで	401㎡以上
一般用	13mm	—	1,100	55	77	162.8	183.7	194.7	209	222.2
	20mm		1,320							
	25mm	20㎡まで	4,730	—	—					
	30mm		7,040							
	40mm		13,200							
	50mm		20,570							
	75mm		45,210							
	100mm以上		72,160							
公衆浴場用		200㎡まで	14,520	—					154	
臨時用		20㎡まで	8,580	—		396				

(料金の算定)

第27条 料金は、隔月ごとの定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下この条において同じ。）にメーターの点検を行い、その使用水量をもってその日の属する月分及び前月分として算定する。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

2 前項の認定又はその用途の適用は、次の基準による。

- (1) 使用水量は、前回又は前年同期の使用水量その他の事情を考慮して認定すること。
- (2) 用途の適用は、料率の高い方に認定すること。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し又は中止したときの基本料金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本水量を付さない用途であつてその使用日数が15日未満である場合又は基本水量を付する用途であつてその使用日数が15日未満であり、かつ、使用水量が基本水量以内である場合 当該用途の基本料金の額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 使用日数が15日以上である場合 当該用途の基本料金の額

2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(使用中の届出のない場合の料金)

第30条 第20条第1項第1号の規定による使用中の届出がない場合は、前使用者に引き続いて使用したものとみなして料金を徴収する。

(無断使用に対する認定)

第31条 第20条第2項第1号の規定による届出を行わずに水道を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が第11条の工事費、第22条第2項の修繕費、第26条の料金又は第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由なく第27条の使用水量の計量若しくは第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 正当な理由なく第18条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第36条の検査若しくは第38条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第7条の加入金、第26条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 詐欺その他不正の行為によって、第7条の加入金、第26条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

## ○深谷市水道事業給水条例施行規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、深谷市水道事業給水条例（平成18年深谷市条例第226号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーターボックス及びその他附属用具を備えなければならない。

### 第3章 給水

#### (給水の申込み)

第12条 条例第15条の規定による給水契約の申込みは、給水契約申込書により行う」ものとする。

#### (代理人の選定等)

第13条 条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人の選定又は変更の届出は、給水装置所有者代理人選定（変更）届により行う。

#### (管理人の選定等)

第14条 条例第17条の規定による管理人の選定又は変更の届出は、管理人選定（変更）届により行う。

#### (メーターの損害弁償)

第16条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失（き損）届により管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第19条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価額を考慮して弁償額を定めるものとする。

#### (水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 条例第20条第1項及び第2項各号の規定による届出は、次に定めるところによる。

- (1) 水道の使用をやめるときは、給水届出書により行うこと。
- (2) 給水装置の用途を変更するときは、給水装置用途変更届により行うこと。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するときは、私設消火栓使用届により行うこと。
- (4) 水道の使用者又は給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置使用者（所有者）変更届により行うこと。
- (5) 消防用として水道を使用したときは、消火栓使用届により行うこと。

#### (給水装置及び水質検査の請求)

第18条 条例第24条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書により行う。ただし、緊急やむを得ないときは、電話又は口頭により請求することができる。

### 第4章 料金、手数料等

#### (納付後の料金の増減)

第19条 料金を納入した後、その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要と認めるときは、翌月以後の料金において精算することができる。

#### (集合住宅の料金算定)

第20条 管理者の認定を受けた受水槽以下に集中検針方式による隔測メーターの設置がある集合住宅については、そのメーターにより使用水量の点検を行い、水道料金を算定する。